

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 例	第25条第 3 項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の消費の許可の取り消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第25条第 1 項（消費）、同第50条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準	爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	